

第33回福井地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

令和元年12月17日（火）午後1時30分から午後3時50分まで

2 開催場所

福井地方裁判所第1会議室

3 出席者

(1) 地方裁判所委員会委員（五十音順，敬称略）

生駒俊英，石川恭司（委員長），熊谷庄司，島寄正行，武宮英子，中山博晴，
福岡正義，吉村春男

(2) 説明者

小川福井簡裁裁判官，大島民事調停委員，小林民事調停委員

(3) 事務担当者

豊吉民事首席書記官，久保福井簡裁庶務課長，原田地裁事務局長，大林地裁
事務局次長，前川地裁総務課長，杉本家裁総務課長，野田家裁総務課課長補佐，
湯浅地裁総務課庶務係長

4 議事

(1) 「民事調停の利用促進について」の説明

(2) 意見交換

5 意見交換の要旨

別紙のとおり

6 次回開催期日及び開催テーマ

(1) 次回開催期日

未定

(2) 開催テーマ

未定

(別紙)

意見交換の要旨

(◎：委員長，○：委員，□：説明者・事務担当者)

- ◎：「民事調停の利用促進について」の説明に対する質問・感想等を伺いたい。
- ：民事調停事件では，どの程度の割合で，弁護士等の代理人が関与しているか。
- ：民事調停全般で見ると代理人が関与している割合は少ないが，医事事件など専門事件になると関与している割合が高いというのが実感である。
- ：弁護士が関与する場合には，民事調停を選択せず，民事訴訟を選択することが多いということはあるか。
- ：民事調停全般ということになると分からないが，本日紹介した医事事件において，医療過誤による損害賠償事件を例にとると，申立人の立場では，事件に医師の民事調停委員が指定されることで，医師の立場から事件に関与してくれるため，詳細な主張立証までは必要としないというメリットがある。また，相手方の立場でも，調停条項に口外禁止条項を入れることで事件が公にならないというメリットがある。よって，双方にとってメリットがあり，必ずしも民事調停を選択しないということはないと思う。
- ：民事調停委員には各種専門家が調停委員に任命されており，例えば，医事事件では医師と弁護士の調停委員を関与させることが多い。事件当事者は，医学的な知見から話を聞くことができるほか，法律的な知見から訴訟になったときの見立てについて話を聞くことができる。
- ：民事事件を担当する立場から，専門事件で民事訴訟になるものは，当事者の認識の差が大きいものが多いと感じる。例えば，医事事件では医師の過失や損害額について，建築事件では瑕疵について，それぞれ認識が大きく異なるケースが見受けられる。しかし，これらの中には民事調停によって解決できるものもあると感じており，民事調停は，民事訴訟と並ぶ紛争解決の手段の一つという

認識である。

- ：民事調停が大きく減少している理由の一つとして、弁護士が増加している影響があるのではないか。現在の経済合理性が進んだ社会では、弁護士が、紛争の解決手段として民事訴訟を選択しているのではないかと思う。
- ：医事事件の民事調停事件において、申立てをした患者が、民事調停事件終了後、再び相手方である医師の病院に通院することができたという話があったが、これは白黒を付ける民事訴訟ではできないことであり、民事調停は魅力的な制度であると感じた。
- ◎：民事調停の一般の認知度・イメージについて伺いたい。
- ：一般の人の認識としては、お金が掛かる、難しい、弁護士が必要など民事訴訟と変わらないものであると思う。
- ：民事調停委員には、医師、一級建築士といった専門家が任命されていることを聞き、安心して利用できる手続であると感じたが、世間では広く知られておらず、私自身は今回の委員会で初めて知った。
- ：個人間の生活における紛争の解決手段という認識であったが、本日のテーマ説明を聞き、民事調停では専門家の調停委員がいるため、専門的な内容でも利用できると分かった。しかし、世間ではそのような認識がない方が多いのではないか。
- ：大学で学生に法律を教えているが、最近、中学生、高校生の際に裁判所を見学している学生が多いようである。しかし、民事紛争を解決する手段として、訴訟は知っているが、調停は知らないという学生がほとんどである。
- ：平成28年12月、平成29年1月に、東京、大阪、名古屋など17の簡易裁判所で実施した民事調停利用者に対するアンケートでは、「民事調停を知ったきっかけ」という項目で、特に民事調停の相手方については、申し立てられるまで知らなかったと回答した者の割合が約4割となっており、年代別の認知度

についても3割ないし4割の人は民事調停を知らないという結果であった。しかし、民事調停の認知度が低い一方で、民事調停手続の評価では、5段階評価の総合評価で「3.95」となっており、一定の評価、満足を得られている。

- ：民事訴訟を担当していると、民事訴訟より民事調停で手続を進めたほうが良いのではないかと考える事件もあり、民事調停を限定的に考えている人が多いのではないかと。
- ◎：民事調停を広く知っていただき、利用していただくために、どのような取組みが考えられるかについて伺いたい。
- ：現在の社会は、権利意識が強い人と穏便に事を済ませたい人の二極化が進んでいると考えるが、後者においては、裁判手続を取らずに泣き寝入りのような形になっている人も多いのではないかと。そのような人に向けて、民事調停の広報を行う必要があると考える。
- ：調停委員の中に各種専門家が任命されているということが、広く知られていないのではないかと。実際に、建築に関する紛争の調停事件の指定を受けた際、当事者に自分が一級建築士であることを告げると、専門家が関与していることで安心されることが多い。
- ：特に専門的な調停事件では、専門家調停委員から、問題となっている点についての見解や解決策を示されること、例えば、建築事件の民事調停において、一級建築士等の専門家調停委員から説明を受けられ、どこを修繕すべきかなど具体的な解決案等を提示されるということがより広く周知されると、利用される手続になるのではないかと。
- ：民事調停であれば、調停委員が関与することで弁護士等の代理人がいなくても手続を進めることができ、一般の人にも心強く感じられると思う。ただし、実際に「申し立てる」ところにハードルがあると思うので、そのハードルを下げる広報が必要ではないかと。

- ：民事調停の広報以前に，裁判所は敷居が高いというイメージを何とかする必要があるのではないか。
- ：民事調停をいかに自分のものとして捉えてもらうかが重要である。全国的な広報も重要であるが，民事調停の申立てや成立において，福井の地域特性があるのであれば，その地域に合う，的を絞った広報が求められるのではないか。
- ：市町，法テラス，消費者センターといった相談窓口の担当者に対し，民事調停についての知識付与を行うことで，一般の人に民事調停を広めることができるのではないか。
- ：福井地裁における民事調停の広報としては，平成30年5月に，憲法週間行事として，民事調停に特化した「話合いで解決！民事調停」を実施したほか，裁判所見学時に民事調停について紹介している。また，民事調停以外の内容を含め，裁判所の広報テーマを市町に案内し，広報誌に掲載を依頼しているほか，各種手続パンフレットを送付し，市町の窓口等への備付けを依頼するなどしている。
- ：民事調停のポスターを作成してはどうか。市町の窓口に貼付されると，そのポスターが目に入り，そこから手続の相談につながることも考えられる。
- ：法律の専門家，警察，行政機関などと協力していくことが必要ではないか。例えば，何かトラブルに巻き込まれた際には，これらのところに相談に行くことになると思うが，そのような場で民事調停を紹介してもらうことで，民事調停の利用促進につながると思う。
- ：民事調停は法律で定められた名称であると思うが，「簡易裁判所の民事調停」というと敷居が高く感じられるので，分かりやすいキャッチフレーズのようなものを考えてはどうか。
- ：先日，大阪地裁に学生を連れて見学に行った際，職員が「雨宿りでもよいので裁判所に寄ってください。」と言っていた。学生は，裁判所に行くということで，

ただでさえ緊張しているので、そういった一言を掛けるだけでも裁判所の敷居を下げられるのではないか。

- ：小中学校等からの見学を広く受け入れ、小さいときから裁判所を知ってもらうことで、裁判所の敷居を下げることにつながるのではないか。
- ◎：本日承った御意見は、今後、当庁において、民事調停の利用促進に向けての取組を検討していく上での参考としたい。